

# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の背景

わが国の人口は、平成20年（2008年）の1億2,808万人をピークに減少過程に入っており、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年（2025年）が近づく中で、さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向け、既に減少に転じている生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えます。75歳以上人口は令和37年（2055年）まで増加傾向となっており、介護ニーズの高い85歳以上人口は令和17年（2035年）頃まで75歳以上人口を上回る勢いで増加し、令和42年（2060年）頃まで増加傾向が見込まれています。また、医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加しており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

介護サービス利用者数を推計すると、人口構成の変化や介護需要の動向は地域ごとに異なり、利用者数がピークを過ぎ減少に転じる地域もありますが、2040年まで増え続ける地域も多く、また、介護資源が非常に脆弱な地域も存在します。こうした各地域の中長期的な介護ニーズ等の状況に応じた介護サービス基盤を医療提供体制と一体的に整備していくことが重要となっています。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加のほか、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まっています。必要な介護サービス需要が変化することが想定される一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要となっています。

本村では、高齢者施策の方向性を示す計画として、令和3年度～令和5年度（2021年度～2023年度）を計画期間とする『第9次西郷村高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画』を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきたところです。

本村の高齢者の状況を令和2年国勢調査でみると、令和2年（2020年）10月1日現在の高齢化率は25.1%と、県内で3番目に低くなっています。しかし、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者など地域全体で支え合いが必要な高齢者は増加しています。

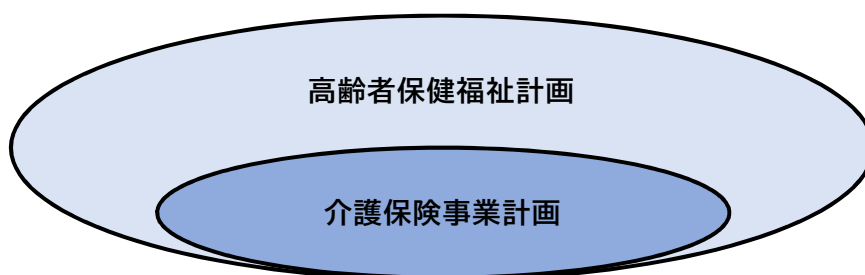
本村に暮らす高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らしていけるまちづくりを目指し、村民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、令和6年度～令和8年度（2024年度～2026年度）を計画期間とする『第10次西郷村高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画』を策定するものです。

なお、高齢者をはじめ、誰もが自分らしい生活を守るための制度としての成年後見制度の重要性が高まっていることを踏まえ、本計画に「成年後見制度利用促進基本計画」を包含し、策定することとします。

## 2 計画の法令等の根拠と位置付け

### (1) 計画の性格

「高齢者保健福祉計画」はすべての高齢者を対象とした本村の高齢者福祉に関する計画であり、「介護保険事業計画」は、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービス量の見込み等について定めた介護保険事業を運営するための事業計画であり、概念的には「介護保険事業計画」は「高齢者保健福祉計画」に含まれます。



### (2) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8に規定された「市町村老人福祉計画」、介護保険法第117条第1項に規定された「市町村介護保険事業計画」について、介護保険法第117条第6項の規定により一体的に策定するものです。

<b>老人福祉法 第20条の8</b>	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
<b>介護保険法 第117条第1項</b>	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

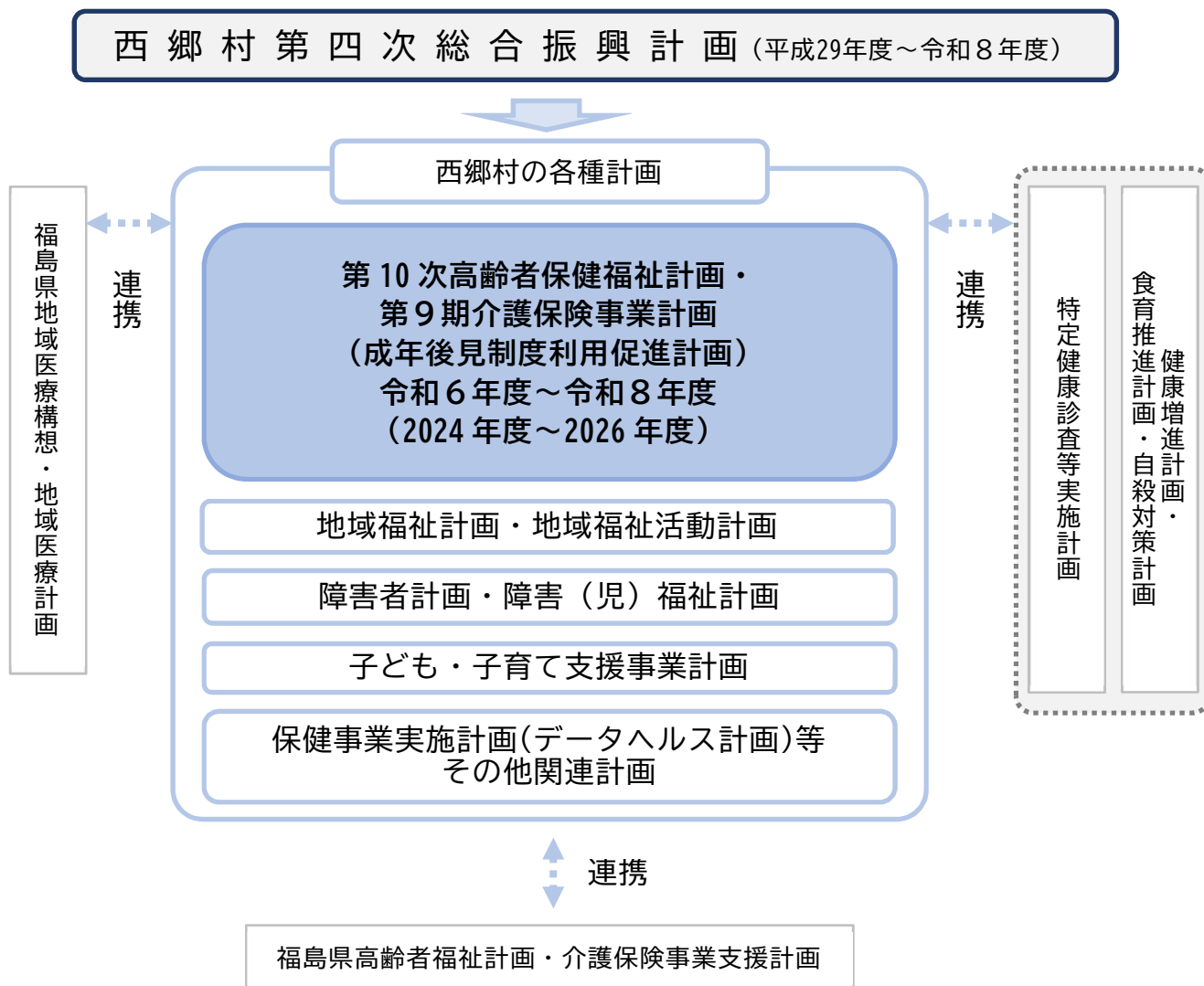
また本計画には、成年後見制度利用促進法第14条第1項に規定された「成年後見制度利用促進基本計画」についても、包含する計画として策定します。

<b>成年後見制度 利用促進法 第14条第1項</b>	市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見制度等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
-------------------------------------	--

### (3) 他計画との関係

本計画は「西郷村第四次総合振興計画」を上位計画とし、高齢者福祉に関する計画として策定するものです。

また、本村における他の保健福祉関連計画や住宅、生涯学習などの関連分野における村の個別計画等と整合性のある計画として策定し、さらに県の地域医療構想や地域医療計画についても整合を図ります。



## (4) 計画の内容

高齢者保健福祉計画は、すべての高齢者の健康づくりや生活習慣病の予防、介護予防とともに、高齢者の社会参加や生きがいづくり、在宅生活の支援、地域包括ケア、防犯や防災対策、福祉のまちづくりなどを含む総合的な計画です。

介護保険事業計画は、要支援者等を中心にした介護予防の推進とともに、地域の実情に応じた介護サービスや自立した生活を支援する事業の内容と量や第1号被保険者の保険料などを定め、介護を必要とする方に利用者本位の介護サービスを総合的かつ効率的に提供する体制を整備し、介護保険事業の円滑な推進を図ります。

第9期計画においては、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年(2040年)に向け、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保、介護現場における生産性の向上の推進等を進め、医療と介護との連携や新しい地域支援事業・総合事業の実施などを含めた地域包括ケア計画としても位置付けます。

## 3 計画の期間

本計画は、計画期間が、令和6年度～令和8年度(2024年度～2026年度)までの3年間で、介護保険制度の下での第9期計画となります。

本計画の策定においては、計画期間中に団塊の世代が全員75歳以上の後期高齢者となる令和7年(2025年)を迎えることや、さらには「2040年問題」も含めた中長期的視点を持ち、検討・策定をしています。

### ■計画期間

2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2040
R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R22
西郷村 第9次高齢者福祉計画 第8期介護保険事業計画												
		見直し	西郷村 第10次高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画									
					見直し							西郷村 第11次高齢者福祉計画 第10期介護保険事業計画
								見直し	西郷村 第12次高齢者福祉計画 第11期介護保険事業計画			

## 4 計画策定の体制

### (1) 西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会の設置

西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会は、村長が必要と認める者、識見を有する者、関係機関等に属する者等に委員を委嘱し、計画内容について協議しました。

### (2) 高齢者・事業所アンケート調査等の実施

本計画の策定に当たっては、65歳以上の高齢者等に対して介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）及び在宅介護実態調査を実施し、高齢者の現状について把握しました。

また、介護施設運営事業者及び職員に対しても在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査を行い、事業所が抱える問題・課題の抽出を行いました。

### (3) パブリックコメントの実施

本計画に対する村民の意見を広く聴取するために、西郷村ホームページにおいて、計画素案が閲覧できるよう、その内容を公開し、パブリックコメントの募集を行いました。

（掲載期間 令和6年2月9日～令和6年2月26日）

## 5 国が示す第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント

### 【基本的考え方】

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の实情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

### 【見直しのポイント】

#### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の实情に応じたサービス基盤の整備
  - ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の实情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
  - ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
  - ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
  - ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
  - ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
  - ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

#### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
  - ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
  - ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
  - ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
  - ・給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

#### 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進、介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

〈出典〉第107回社会保険審議会介護保険部会資料（令和5年7月10日）



## 6 日常生活圏域の設定

高齢者の生活を支える基盤整備については、日常生活を営む地域における様々なサービスの提供体制の整備が必要です。そのため、多様な地域性に対応することや生活圏域における社会資源の活用と医療・介護における多様な連携を持ったサービス提供が望まれています。

日常生活圏域は、『介護保険法』第117条第2項第1号の規定に基づき、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して保険者（西郷村）が日常生活圏域を設定することになっており、国では2～3万人程度で1圏域とすることが望ましいと基本的な考え方を示しています。

本村では、第6期計画から中学校区を基本として、「北部」「中部」「南部」3つの日常生活圏域を設定しています。様々なサービス資源を結び付け、必要なサービスが切れ目なく提供できる体制の実現を目的として、各圏域のサービス拠点の整備に取り組んでいます。

令和5年10月1日現在

日常生活圏域名	総人口	高齢者	
		内高齢者	高齢化率
1 北部圏域	3,668人	996人	27.2%
2 中部圏域	7,182人	1,763人	24.5%
3 南部圏域	9,027人	2,160人	23.9%
合計	19,877人	4,919人	24.7%

資料：住民基本台帳（特養等の施設入所者は対象外）

【日常生活圏域区分図】



公共施設	医療機関	介護施設
① 西郷村役場	⑪ いわしなクリニック	⑳ 福島県やまぶき荘
② 西郷村保健福祉センター	⑫ かねこクリニック	㉑ 福島県さつき荘
③ 熊倉小学校	⑬ ニューロクリニック	㉒ リアンヴェール西郷
④ 小田倉小学校	⑭ 白河訪問診療所	㉓ 星の郷みらい
⑤ 米小学校	⑮ 太陽の国クリニック	㉔ ひよりの里
⑥ 羽太小学校	⑯ けやき心の発達診療所	㉕ ニコニコリハビリ
⑦ 川谷小学校	⑰ 廣田診療所	
⑧ 西郷第一中学校	⑱ にしごうキッズクリニック	
⑨ 西郷第二中学校	⑲ 海野歯科医院	
⑩ 川谷中学校	㉑ いがらし歯科クリニック	
	㉒ 内藤歯科医院	
	㉓ 芳賀医院歯科室	